

## 〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税		
長野県県税条例	S25.9	○生産設備等取得額 ・製造業、旅館業	過疎地域（市町村計画に定める産業促進区域内）	○3年間 ○県内全従業者に占める増加従業者の割合相当額を課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除（土地は生産施設面積のみ）		
		<table border="1"> <tr> <th>法人の資本金</th> <th>取得価格</th> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超1億円以下</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table>					法人の資本金	取得価格
法人の資本金	取得価格							
5,000万円以下	500万円以上							
5,000万円超1億円以下	1,000万円以上							
1億円超	2,000万円以上							
		・情報サービス業等、農林水産物等販売業 500万円以上						
		対象者：地域経済牽引計画の先進性確認を受けた個人・法人 事業の種類：知事の承認を受けた地域経済牽引事業（ただし、国による確認を受けたものに限る） 取得額：（土地・家屋・構築物）農林漁業及びその関連業種 5千万円超 上記以外 1億円超	地域未来投資促進法の基本計画区域	—	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除（土地は生産施設面積のみ）		
長野県産業投資 応援条例	R2.12 (改正)	・生産設備取得価額1億円以上 ・増加雇用者数5人以上 ・長野県SDGs推進企業登録制度への登録 ・事業活動温暖化対策計画書等の提出 等	○地方公共団体等が造成した産業団地 ○工場適地 ○都市計画法に規定する工業系の用途地域 ○農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する産業導入地区 ○その他知事が認める地域	—	—	○取得時 ○課税免除（土地は生産施設面積のみ）		

## 〈補助金・助成金・奨励金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
産業投資応援助成金	R3.4	製造業、倉庫業、自然科学研究所を営む企業等	○県外からの大規模立地 ・生産設備取得額：25億円～50億円以上 ・新規常勤雇用者数：50人～200人以上	○地方公共団体等が造成した産業団地 ○工場適地 ○都市計画法に規定する工業系の用途地域 ○農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する産業導入地区 ○その他知事が認める地域	○生産設備の取得額	○生産設備取得額×9%～21%以内	○10億円
			○研究所の立地（新設・増設） ・生産設備取得額：3億円以上 ・新規常勤雇用者数：5人以上			○生産設備取得額×14～16%以内	○6億円
			○新設・増設（上記に当てはまらない場合。増設は中小企業者に限る） ・生産設備取得額：5億円以上 ・新規常勤雇用者数：5人以上			○新設の場合 生産設備取得額×4～6%以内	○5億円
ICT産業等立地助成金	H26.4 (R4.10)	情報サービス業、インターネット	①県内事業所の新設 ②創業の日以後3年以上が	—	○建物・設備機器等の取得費用	○建物・設備機器等の取得費用	○3億円

	改正)	ット付随サー ビス業	経過 ③常勤雇用者5人以上			×10%	
					○建物・設備機器 等の賃借料	○建物・設備機器等の賃借 料 ×50% (契約から3年間分)	
					○雇用 (新規常勤 雇用者) ※県内に 住所を有する者	○新規常勤雇用者数 ×30万円	
本社等移転促進 助成金	H27.12 (R3.3 改正)	本社機能を有 する事務所・研 究所・研修所、 本社機能とし て活用するサ テライトオフ イス (風俗営業 を除く)	①長野県外から県内への本 社機能等の移転 ②本社機能等の業務に従事 する新規常時雇用者5人以 上 (中小企業2人以上)	○法人等が行う投資 を応援するための財 政上又は税制上の措 置等を講じている県 内市町村	○建物・設備等の 取得・改修費用	○建物・設備等の取得・改修 費用×10~12% (事業認定 申請日から操業の日以後1 年間に支出したもの)	
					○建物・設備等の 賃借料	○建物・設備等の賃借料 ×50% (事業認定申請日か ら操業の日以後3年間分)	
					○雇用 (新規常時 雇用者) ※県内に 住所を有する者	○新規常時雇用者数 ×80万円 (事業認定申請日 から操業の日以後1年の該 当者)	

〈融資〉

条例名・制度名	制定年 月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資条件	限度額
信州創生推進資 金 (企業立地向 け)	S52.6 (H15.4 H22.4 H26.4 H27.12 H28.4 H29.4 R2.4 改正)	立地企業	○工業団地に工場等の新設又 は移転等を行おうとする中小 企業者等	○地方公共団体等が取 得又は造成した工業団 地 ○農村地域への産業の 導入の促進等に関する 法律に規定する工業を 導入すべき地区 ○都市計画法に規定す る工業系の用途地域 ○その他知事が適当と 認めた地域	○設備資金	○貸付利率：年1.4% ○貸付期間15年以内 (3 年以内の据置期間を含 む)	○3億円
					○設備資金	○貸付利率：年1.4% ○貸付期間10年以内 (2 年以内の据置期間を含 む)	○1億5,000万円
					○運転資金	○貸付利率：年1.4% ○貸付期間7年以内 (1 年以内の据置期間を含 む)	○3,000万円
本社機能移 転			○長野県外にある本社機能を 長野県内へ移転しようとする 中小企業者等	○県内	○設備資金	○貸付利率：年1.4% ○貸付期間10年以内 (2 年以内の据置期間を含 む) うち土地・建物等15年以 内 (うち据置2年以内)	○1億5,000万円
					○運転資金	○貸付利率：年1.4% ○貸付期間7年以内 (1 年以内の据置期間を含 む)	○3,000万円